

建設省告示第 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

防火構造の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といつ。）第百八条第一号に掲げる

技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ 準耐火構造（耐力壁である外壁に係るものに限る。）とすること。

ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあつては、厚さ九・五ミリメートル以上のせつこつボードを張るか、又は厚さ七十五

ミリメートル以上のガラスウール若しくはロックウールを充^て填した上に厚さ四ミリメートル以上の

合板を張つたもの

(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するもの

(i) 鉄網モルタル塗で塗厚さが一・五センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一センチメートル以上モルタル又はしっく

いを塗つたもの

(iii) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張つたもの

八 間柱若しくは下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とすること。

(1) 屋内側にあつては、前号イに定める構造

(2) 屋外側にあつては、次の(i)から(x)までのいずれかに該当する構造

(i) 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが二センチメートル以上のもの

(ii) 木毛セメント板張又はせつこうボード張の上に厚さ一・五センチメートル以上モルタル又はし

っくいを塗つたもの

(iii) モルタル塗の上にタイルを張つたものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

- (iv) セメント板張又は瓦張りの上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの
- (v) 土蔵造
- (vi) 土塗真壁造で裏返塗りをしたもの
- (vii) 厚さが一・二センチメートル以上のせつこつボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スリートを張ったもの
- (viii) 厚さが一・五センチメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スリートを張ったもの
- (ix) 厚さが一・五センチメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが〇・六センチメートル以上の石綿スリートを張ったもの
- (x) 石綿スリート又は石綿パライイト板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が一・五センチメートル以上のもの

二 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁の外壁の構造方法にあつては、次に定める

ものとする。

イ 準耐火構造とすること。

ロ 前号ロ及びハに定める構造とすること。

第二 令第百八条第二号に掲げる技術的基準に適合する軒裏の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

一 準耐火構造とすること。

二 第二第一号ハに定める構造とすること。

附 則

1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

2 昭和三十四年建設省告示第二千五百四十五号は、廃止する。